

静岡県告示第683号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づき、次のように狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定したので告示する。

令和6年10月29日

静岡県知事 鈴木康友

1 桜木西郷狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域

(1) 区域

原里の原野川に架かる高山橋左岸を起点として、県道大和田森線を東進し、農道小柿沢線との交点に至る。同地点より同線を南進し、林道七窪線との交点に至る。同地点より同線を南進し、市道山中線との交点に至る。同地点より同線を南進し、県道焼津森線との交点に至る。同地点より同線を南進し、農道三ノ谷上段線との交点に至り、同所から同農道を進み、農道三郷後久線との交点に至り、同所から同農道を南進し、同農道の終点に至り、同所から南西進し、市道大谷1号線に至り、同所から同市道を南進し、県道焼津森線との交点に至り、同所から同県道を西進し、市道五明縦断線との交点に至り、同所から同市道を南進し、下五明橋に至り、同所から倉真川右岸に沿って進み、県道原里大池線との交点に至り、同所から同県道を北上し、池辺神社に至り、同所から同神社南側に沿って進み大池調整池西側を巡って、県道原里大池線との交点に至り、同所から同県道を北進し、県道焼津森線との交点に至り、同地点より同線を西進し、県道掛川天竜線との交点に至る。同地点より同線を北進し、市道本郷栃原線との交点に至る。同地点より同線を北進し、県道原里大池線に入り起点に至る線で囲まれた区域一円の区域

(2) 捕獲禁止鳥獣名

イノシシ・ニホンジカを除く狩猟鳥獣

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和9年10月31日まで